

令和 7 年度放課後児童クラブ入級申込等の受付について

令和 7 年度の放課後児童クラブ入級児童を下記により募集いたします。

記

1. 放課後児童クラブとは

小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない、また、疾病・介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象としています。その放課後の時間帯において、適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの主体的な遊び・生活について年間を通じて継続的に支援し健全な育成を図ることを目的としています。

2. 対象児童（入級要件）

以下の事由①～⑧により昼間保護者のいない世帯の児童（設置小学校に在籍する 1 年生～6 年生まで）

事由	条件	入所期間
①就労	月 48 時間以上労働することを常態として いる場合	必要と認められる期間 (最長で入所した年度末まで)
②妊娠・出産	出産予定日の前 6 週（多胎の場合は、前 14 週）～産後 8 週の期間を含む月単位の期間 にある場合	出産予定日の前 6 週（多胎の場 合は、前 14 週）～産後 8 週の間 を含む月単位の期間
	産後 8 週の期間を終えた後、引き続き育児休業を取得した場合は、その年度末ま で利用可能とする。	
③疾病又は傷害	病気やけが、又は心身に障害がある場合	①と同じ
④介護又は看護	親族等を常時介護又は看護している場合	①と同じ
⑤災害復旧	震災、風水害、火災、その他災害の復旧に 当たっている場合	①と同じ
⑥就学等	就学や職業訓練のため、児童の養育ができ ない場合	卒業予定日又は修了年月日が属す る月の末日までの期間
⑦社会的養護	社会的養護の必要がある場合	①と同じ
⑧その他	採用（起業、就学を含む）予定月の前 1 か 月以内である場合	①と同じ
	育児休業復帰予定月の前 1 か月以内である 場合	①と同じ
	求職活動（起業準備を含む）を継続的行 っている場合	①と同じ

3. 募集期間

随時

4. 手続方法

(1) 提出書類

◎入級申込書

◎同意書

◎令和6年1月1日時点で玉野市外に住民票がある場合は、令和6年度の市民税・県市民税の納税通知書の写し、または令和6年度所得課税証明書の写し(令和5年1月～12月の所得に応じて令和6年度にかかる市民税の所得割額が記載されたもの)の提出が必要です。(源泉徴収票は不可)

◎添付資料 (以下のとおり)

A. 入所を希望する理由を証する書類 (保護者の方それぞれについて必要)

事由	添付書類
①就労	・就労証明書 (原本の写しでも可) ・自営業の場合は、自営の確認ができる書類2点 (帳簿、領収書、納品書、作付面積の分かる資料(農業)等の写し、等) ※同居の祖父母のものは不要です。
②妊娠・出産	・申立書 ・就労証明書又は親子健康手帳 (保護者と分娩(予定)日がわかるページ) の写し
③保護者の疾病又は傷害	・疾病・障害・介護 (看護) 申立書 ・医師の診断書 (申立書の下半分) 又は障害者手帳の写し
④介護又は看護	・疾病・障害・介護 (看護) 申立書 ・介護保険被保険者証の写し又は障害者手帳の写し又は医師の診断書 (申立書の下半分)
⑤災害復旧	・申立書 ・り災証明書又は被災証明書の写し
⑥就学等	・申立書 ・在学証明書 ・時間割等の写し
⑦社会的養護	・申立書 ・公的機関の文書等
⑧その他	・申立書 【採用予定】 ・就労証明書 【起業予定】 ・就労証明書 ・起業予定が確認できる書類2点 (事業用に購入した物品、機材等の領収書、店舗予定地の賃貸借契約書の写し、等) 【就学予定】 ・合格通知 ・時間割等の写し 【育児休業復帰予定】 ・就労証明書 【求職中】 ・ハローワークの登録証明書等の写し ※現在就職活動中の方は、入級月から3か月以内に就労証明書を提出いただけない場合は退級となります。

B. その他の状況に応じて提出するもの ※該当者のみ添付書類が必要です。

事由	添付書類
①児童が障害を有する場合	(※申込書の裏面で、こどもみらい課から関係機関に状況確認することに同意いただければ、下記の確認書類の添付は省略することができます。) ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・通所受給者証 ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援医療受給者証 ・医師の診断書 ・医師の意見書等の写し または ・特別支援学級、通級指導教室に通っていることがわかる書類

(2) 提出先 各放課後児童クラブ

5. その他 いずれも生活指導・自主的な学習・レクリエーション等を行います。

開設日	月曜日～金曜日・第1土曜日 (年末年始、お盆、祝祭日はお休み)
通常時間	月曜日～金曜日 (授業終了後～午後5時) 第1土曜日 (午前8時30分～午後5時 *お弁当が必要) ※冬季時間 (11月中旬～1月下旬まで) は、徒歩で下校する児童の安全対策として、4時30分には「帰りの会」をすませ、暗くならないうちに帰宅させています。4時30分～5時までの間に帰宅する児童の保育は、延長保育に該当しませんが、必ずお迎えをお願いします。
長期休業日 (夏・冬・春)	午前8時30分～午後5時 *お弁当が必要 ※現在、8時間所試行中。長期休業日のみの受入れは行っていません。
延長保育	午後5時～午後6時 午後5時で帰宅しても家庭が留守の子どもたちを対象に、午後6時まで開設して延長保育を実施しています。 ※午後6時までに必ずお迎えをお願いします。
土曜日保育	祝祭日・年末年始・第1土曜日を除く土曜日 (第2～4 or 5土曜日) 午前8時～午後6時 *お弁当が必要 保護者が土曜日も勤めている家庭の子ども達を対象に実施しています。対象は市内の放課後児童クラブに在級中の児童です。開設場所は「玉原」・「荘内」の2ヶ所のうち通いやすい方へ登録してください。学区外になる場合は送迎が原則です。 ◆持ってくる物…お弁当、水筒、勉強道具 (全児童)、着替え (必要な児童のみ) 等。 ※午前6時の時点で「玉野市」に暴風警報等が発令された場合、クラブは閉所します。 その後、警報等が解除されても終日クラブは閉所です。 暴風警報等…「暴風警報」「大雨警報」「大雪警報」「特別警報」「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」

緊急時対応	玉野市教育委員会発行「非常天災に伴う臨時休業の措置基準」に準じて運営しています。常日頃から、緊急連絡先等の確認をして必ず連絡がつくようにしてください。 ①小学校臨時休業時は、放課後児童クラブも閉所。 ②在校中に注意報発令（暴風警報等が出ていない場合）は、放課後児童クラブは午後１時から開所。 ③在校中午後１時以前に暴風警報等発令した場合は、放課後児童クラブは閉所。 この場合は、学校から保護者に連絡があります。 ④在校中午後１時以降に暴風警報等発令した場合は、授業中の児童は学校から保護者に連絡があります。 既に放課後児童クラブに通所している場合は、放課後児童クラブから連絡をします。 速やかにお迎えをお願いします。
感染症対策	①<u>感染症の集団発生の状況によっては、学校の取扱いに準じて臨時的にクラブを閉所する可能性があります。</u> ②感染症と思われる体調不良がある場合には医療機関を受診いただき、感染が認められた際には自宅にて静養くださいますようお願いいたします。通所後であっても、体調不良によりクラブ生活の継続が難しいと考えられる場合は、急遽お迎えに来ていただくことがあります。 ③出席を控えていただく感染症の場合は、治癒証明等を提出していただく場合があります。（回復後の治癒証明等を学校に提出する場合はその写しで差し支えありません。）
連絡事項	①欠席や遅れる、早退、帰所方法の変更等は必ず保護者が連絡をしてください。 ②お弁当が必要の表記箇所は、購入したもの等持参可。（注文販売無） ③放課後児童クラブ利用時間中、習い事など別の活動に参加する場合は帰所になります。 ④スポーツ安全保険は、クラブ活動中およびクラブと自宅の往復途上が対象です。 ※上記保険の詳細や対応については、所属クラブにお問い合わせください。

6. 負担金一覧

1	保護者負担金 *月額欄の下段 〇 は同一世帯から２人以上入所している場合の第２子以降の負担金	世帯の前年度分の市民税による算定		
		入級児童の属する世帯区分		月額
		前年度分の市町村民税非課税世帯		2,700 円 (1,350 円)
		前年度分の市町村民税課税世帯	前年度分の市町村民税所得割課税額が18 万円未満の世帯	4,300 円 (2,150 円)
			前年度分の市町村民税所得割課税額が18 万円以上の世帯	6,500 円 (3,250 円)
		以下、玉野市放課後児童クラブ条例施行規則から抜粋。 この表における市町村民税所得割課税額とは、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 2 号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8 及び 314 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項、附則第 5 条の 5 第 2 項、附則第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、附則第 7 条の 3 第 2 項並びに附則第 45 条の規定は適用しないものとする。)の額をいう。この場合において、保護者が、当該年の 1 月 1 日現在において、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者の所得割の額は、同日に玉野市に住所を有していたものとして計算するものとする。 前項に規定する所得割額を算定する場合において、保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和 39 年政令第 224 号)第 1 条第 2 号に規定する母又は同令第 2 条第 2 号に規定す		

		る父に該当するときは、その者の申請により地方税法第314条の2第1項第8号又は同条第3項の規定を適用するものとする。	
保護者負担金の減免 (所定の申請書を提出した翌月から適用)	保護者負担金の減額又は免除の対象となる場合	月額	
	(1)入級児童の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による被保護世帯(単給世帯を含む。)	免除	
	(2)入級児童の属する世帯が母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、現に児童を扶養しており、上記の市町村民税課税世帯	第2子1,000円減額 第2子以降500円減額	
	(3)入級児童の属する世帯が死亡又は別離を理由として、当該年度中の合計所得金額の見込額が当該世帯の前年中の合計所得金額の10分の6以下となると認められるとき	半額	
※上記の世帯区分にかかわらず、次の額を加算します。			
2	おやつ代	1ヶ月1,000円	
3	育成会費	1ヶ月500円	*材料・消耗品費等
4	スポーツ安全保険	年間800円	
※以下は希望者のみ、予め申込用紙の提出が必要です。			
5	春休み保育	500円	キャンセル受付は保育開始前日までの連絡に限る。
6	夏休み保育	1,500円	
7	冬休み保育	500円	
8	延長保育	1ヶ月500円	利用中止受付日は月末まで。月初めに利用していない等の理由で届出が未提出の場合は料金が発生する。
9	土曜日保育	1ヶ月2,000円 +おやつ代200円	

*注) 各負担金等は日割対応をおこなっていません。

※注意事項

- ・申込時に放課後児童クラブの負担金等を滞納している世帯は別途支払計画書の提出が必要です。提出がない場合は入級ができません。また、計画書を提出しても計画どおりに支払わず、催促にも応じない場合は退級していただきますのでご注意ください。
- ・計画書の提出有無にかかわらず、年度末の段階で全額未払いの世帯は入級ができませんのでご注意ください。

7. 設置区域及び連絡先

小学校	クラブ名	連絡先	住所
田井	どろんこ①	(0863) 31-8193	田井3-4-1
	どろんこ②	(0863) 32-2901	田井3-4-1
築港	ぺんぎん	(0863) 21-3778	築港3-15-1
宇野	のびっこ	(0863) 32-5044	宇野2-23-1
玉原	わんぱく	(0863) 31-8198	玉原2-22-1
日比	にこにこ	(0863) 81-0086	御崎1-1-1
二日比	ひまわり	(0863) 81-1388	明神町1-1
荘内	はと①	(0863) 71-2938	木目555
	はと②	(0863) 71-2940	木目555
	はと③	(0863) 71-6385	木目555
	はと④	(0863) 71-1666	木目558-1
八浜	たんぼぼ	(0863) 51-3203	八浜町波知29
大崎	はっする	(0863) 51-3577	東七区3-3
後閑	ともだち	(0863) 41-2234	後閑1487-2
胸上	いるか	(0863) 41-2338	梶岡639
玉	つばさ	(0863) 31-2048	玉6-20-22
山田	ほし	(0863) 41-2445	山田422

※田井・荘内は児童数が多い為、敷地内で分割。(お住まいの地域で決定します)

【問い合わせ先】

＊各放課後児童クラブ

TEL：上記連絡先

＊玉野市社会福祉協議会 総合福祉課

TEL：(0863) 32-1104

＊玉野市健康福祉部 こどもみらい課

TEL：(0863) 32-5554